

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消し、同規程第6条ただし書の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和8年4月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都府城陽市寺田大谷114番地の57

木田工業

代表 木田 徹也

(2) 廃止届出年月日

令和8年3月16日

2 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都府城陽市寺田尺後10番地の19

株式会社 木田工業

代表取締役 木田 徹也

(2) 指定期間

令和8年4月7日から令和12年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)